

# あきた一献会2025 出店要項

## (目的)

第1条 この要項は、【あきた一献会2025】における臨時売店に関して、来場者及び出店者の安全を確保し、イベントの健全な運営を図るため必要な事項を定めるものである。

(業務担当) 当事業は【あきた一献会2025実行委員会】が運営し、その構成員である株式会社サキガケアドバ・

第2条 JTB秋田支店 共同事務局が出店関連を担当する。

## (出店期間及び設営期間)

- 第3条
- 1 出店期間は令和7年4月26日(土)～27日(日)とし、営業時間は10:00～17:00。  
9:00から消防署立会い検査を予定。
  - 2 店舗の設営は、令和7年4月26日(土)7:00からとし、営業開始まで完了するものとする。

(出店場所) 1 出店場所は秋田県立スケート場の主催者が定めた場所とし、テント1ブースあたり2間×3間

- 第4条
- 2 (W3.6m×D5.4m)、キッチンカー1ブースは牽引車を除く1台分スペースとする。
  - 2 **出店場所の配置・位置は主催者が決定**し、後日出店者に通知するものとする。  
なお、主催者の位置決定に意義があっても受け付けないものとし、指示に従わない場合は出店の申込み及び許可を取り消しする。
  - 3 申込み多数のため出店場所よりも申込数が多くなった場合は、出店許可前に主催者が調整する。

## (出店資格)

第5条 秋田県内で活動する事業者、商工会議所、商工会、各観光協会会員及びその他主催者が認め、募集申込が届く団体等とする。

## (出店の申し込み)

- 第6条
- 1 出店しようとする者は主催者に**出店申込書・行政財産使用許可申請書・誓約書・会社役員等名簿・登記事項証明書(個人の場合は住民票抄本)**を提出しなければならない。
  - 2 テント出店申込ブースは1ブース(2間×3間)単位、キッチンカー1ブースは牽引車を除く1台分スペースとする。  
(例:0.5ブース(1間×2間)必要な場合は1ブース、1.5ブース(3間×2間)必要な場合は2ブースの申込・取り扱いとする)
  - 3 前項の**出店申込関係書類は令和7年3月19日(水)(郵送の場合は必着)まで提出**することとし、これ以降の申し込みは受け付けないものとする。
  - 4 出店の申込先は次のとおりとする。

### 【提出先】

〒010-0965 秋田県秋田市八橋新川向2-19

あきた一献会2025実行委員会

株式会社サキガケアドバ 担当/佐藤仁志 TEL:018-888-3311 FAX:018-888-5566

- (出店料)  
第7条 1 出店料は2日間でテント1ブース15,000円、キッチンカー 1台25,000円とする。  
2 出店料の納付は令和7年4月11日(金)まで下記口座に振り込むものとし、振込手数料は出店者の負担とする。

〈振込先〉

みずほ銀行十四号支店(支店コード152) (普)2136618 カ)ジエイティービー

- 3 出店料入金後の返金はしないものとする。ただし、イベント中止の場合はその限りではない。

(出店許可証)

- 第8条 出店料入金確認後、令和7年4月1日以降に郵送にて許可証を送付する。

(出店に関する備品準備について)

- 第9条 主催者でテント1ブースあたり机3台とイス2脚を準備するものとし、その他のテント・イス等の備品についてはすべて出店者が準備・設置するものとする。  
※キッチンカー出店には机・イスの支給はありません。  
※主催者で準備する机は、軽量耐加重ですのでご注意ください。  
※主催者で準備する机・イスの運搬・設置及び片付けは出店者が行うものとする。(会場の一角に準備した机・イスを持ち出し及び返却をすること)  
また、ガスコンロ等に机を使用する場合は出店者が不燃性の机や台を準備するものとする。  
電源の使用は、個別に発電機等でご準備ください。ご準備ができない場合は主催者が別途料金にて用意します。

(遵守事項)

- 第10条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。  
(1) 出店に関することについて、本要項を遵守し主催者及び関係機関の指示に従うこと。  
(2) 来場者及び業者間で紛争等を起こさないこと。  
(3) 食品を出店する出店者については、保健所の許可及び指示に従うこと。  
(4) 出店許可書は店先の見えやすい場所に掲示し、申込品目以外の商品を取り扱わないこと。  
(5) 固体・液体・気体・電気燃料を取り扱う出店者は、店舗内に消火器を設置すること。  
(6) 出店時間を遵守し、出店終了後は出店場所の清掃及び現状回復を確実に行うとともに、ゴミ等を持ち帰ること。  
(7) 出店時間並びに搬入搬出時には、周囲の安全を確保すること。  
(8) 出店申し込みにより、同種の販売品種があっても異議の申し立てはできないものとする。  
(9) 食中毒の問題や出店許可に関する一切の責任は出店者側の責任とする。  
(10) その他、主催者の指示に従うこと。

(出店の取消し)

- 第11条 主催者は、出店申込書の内容を審査し、出店者又は従事者が次に掲げる事項に該当するときは、出店を拒否できるものとする。  
(1) 秋田市暴力団排除条例に定める暴力団員であるとき。  
(2) 集団的又は常習的に暴力又は反社会的行為を行う恐れがあると認めたとき。  
(3) 前条に定める遵守事項に違反したとき、又は過去において違反があったと認めたとき。

(イベント中止の場合の連絡等)

- 第12条 (1) イベントの中止の決定は大会前日の12:00に決定し、出店者に電話で連絡する。  
(2) イベントの中止の出店経費等について、主催者は一切保証しないものとする。

(損害の責任)

- 第13条 天災、盗難等によるすべての損害に対し、主催者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

本要項は、【あきた一献会2025】の出店要項であり来年度以降については主催者が別途決定するものとする。この要項に定めるものの他、出店に関し必要な事項は主催者が定める。

# あきた一献会2025 出店申込書

令和7年 月 日

あきた一献会2025実行委員会 御中

(住所) 〒 \_\_\_\_\_  
(団体名) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号) \_\_\_\_\_ (携帯番号) \_\_\_\_\_

私は、あきた一献会2025における出店要項の趣旨に賛同し、次のとおり出店を申し込みいたします。なお、出店については出店要項を遵守し、来場者及びイベント関係者には一切ご迷惑をおかけいたしません。また、許可を受け出店後に暴力団関係者と判明した場合、又は出店要項に違反した場合には許可の取り消しの上、出店を撤去されても異議はございません。

開催日時	令和7年4月26日(土)・27日(日) ※消防立会い検査は当日9:00頃予定 ※荒天等により大会が中止の場合は順延なし。				
業種		申込ブース数 (1ブースW3.6m×D5.4m)	<input type="checkbox"/> テント(ブース)		
			<input type="checkbox"/> キッチンカー(全長 m)		
販売品目	----- -----				
営業責任者 (申込者と異なる場合はご記入ください)	(住所) _____	(氏名) _____			(携帯番号) _____
営業従事者 (氏名・携帯番号)	(氏名) _____				(携帯番号) _____
	(氏名) _____				(携帯番号) _____
	(氏名) _____				(携帯番号) _____
	(氏名) _____				(携帯番号) _____
	(氏名) _____				(携帯番号) _____
大会中止の場合の出店料払い戻し先	銀行名		支店名		支店番号
	口座番号		名義	(カナ)	
備考					

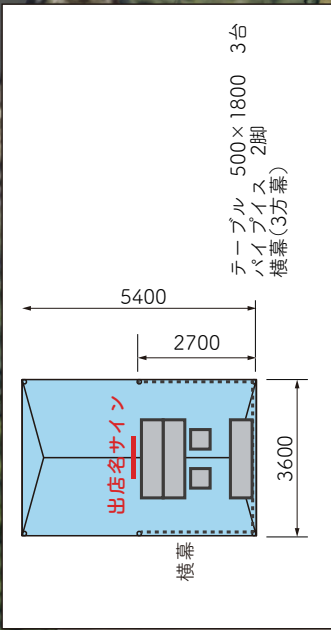
FAX.018-888-5566



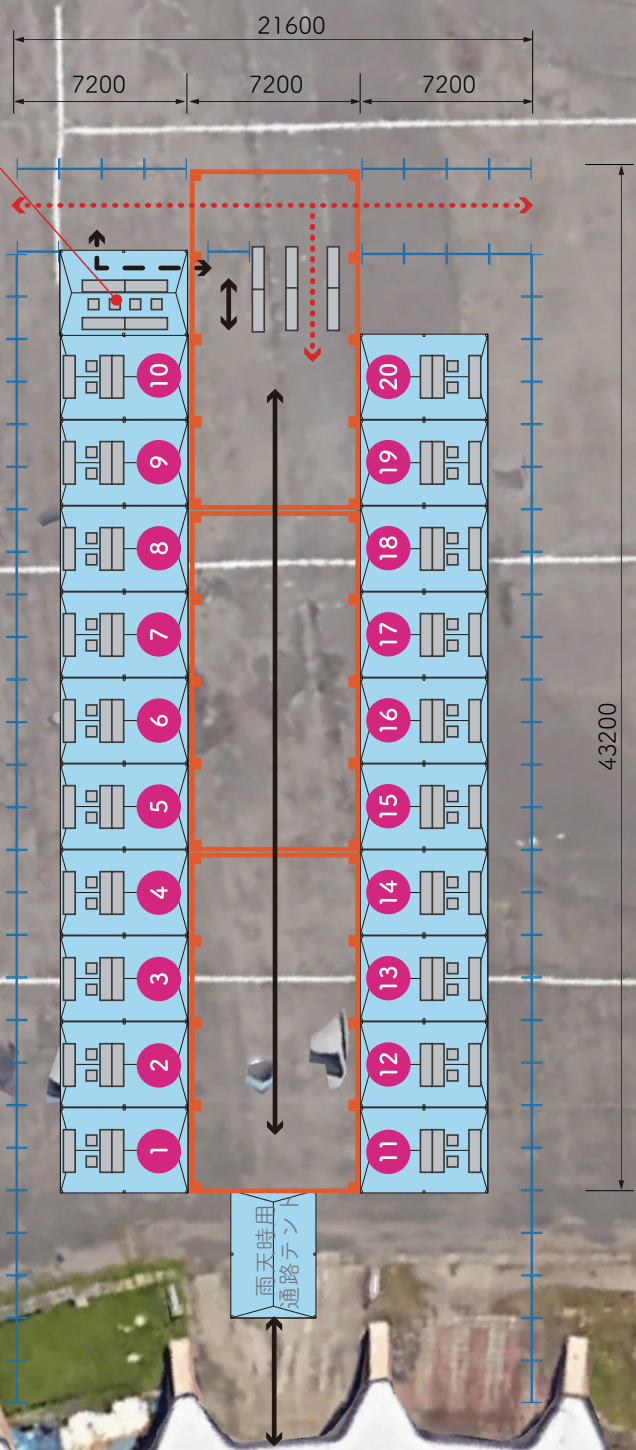
左記FAX番号にそのまま送信ください。

# 屋外屋台プランA / 4k × 8k 3 連棟 + 2k × 3k 20 張

出店者の業態によりレイアウトが変更になる場合があります。ご了承ください。



当日チケット販売・インフォメーション



行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

申請者

住所

法人または店名

代表者氏名

電話番号

次のとおり行政財産を使用したいので、許可してくださるよう申請します。

1 許可を受けたい財産の明細

(1)所在地 秋田市新屋町字砂奴寄2-2

(2)名称 秋田県立スケーツ場(土地・建物)

(3)構造、数量等 19.44m<sup>2</sup> (申請箇所別紙図面のとおり)

2 使用目的及び用途 あきた一献会2025 おつまみ横丁への出店

3 使用期間

令和7年4月26日から令和7年4月27日まで

4 使用料 ご指定の通り納入します

5 使用料の減免を受けたい場合はその理由 特になし

6 実費負担 光熱水費等の諸設備経費が発生する場合は、指示により別途納入します。

7 その他参考となる事項

8 添付書類

(1) 関係図面(土地にあつては位置図及び実測図、建物にあつては位置図、配置図及び平面図)

(2) 利用計画書等

(3) 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)

(4) 利用内容が監督官庁の許可、認可等を要するものは、それらの手続を経たことを証する書面

(5) その他参考となる書類及び図面

## 誓 約 書

私は、秋田県有財産の購入、貸付、使用許可等の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、秋田県が必要と認める場合には、申込書及び別紙「役員等名簿」により提出する個人情報を、秋田県警察本部に提供することについて同意します。

申込者及び申込者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、以下のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「法」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団と密接な関係を有する者（次のいずれかに該当する者をいう。）
  - ア 暴力団員が役員になっている事業者又は実質的に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。）
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
    - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
    - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

令和 年 月 日

秋田県知事 佐竹 敬久 あて

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

ふ り が な \_\_\_\_\_

氏 名 又 は \_\_\_\_\_

名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙（法人申し込みの場合）

役員等名簿

役職	氏名		性別	生年月日
	漢字	カナ		

※現在事項全部証明書に記載されている役員全員（代表者を含む）を記載してください。